

## 川崎市工事請負契約に係る予定価格の公表要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市が発注する工事又は製造（物品の製造を除く。）の請負契約（以下「工事請負契約」という。）に係る予定価格の公表について必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2条 予定価格の公表の対象とする契約は、原則として、全ての競争入札に付する工事請負契約とする。

(公表する時期及び金額)

第3条 予定価格は落札者決定後の公表（以下「事後公表」という。）とし、公表する予定価格は、川崎市市契約規則（昭和39年4月1日規則第28号、以下「契約規則」という。）第14条の規定により定めた価格から、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額とする。

(公表の方法)

第4条 予定価格等の公表は、落札者の決定後、速やかに川崎市契約関係資料の公表に関する要領により公表する。

(再入札等について)

第5条 入札回数は初度の入札を含め、原則2回までとする。

2 入札に参加する者は、入札書と同時に入札金額に相応する工事積算内訳書を提出するものと定められている場合においては、再度入札に付した時においても再度入札金額に相応する工事積算内訳書を提出するものとし、工事積算内訳書の提出されない入札は無効とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は財政局長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、施行日前に公告又は指名通知等を行った工事請負契約については、なお従前の例による。

(関係要綱の廃止)

2 「川崎市の入札における予定価格の事前公表の実施要綱」及び「川崎市競争入札における予定価格の事後公表の試行要綱」は廃止する。